

2022年11月8日

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会 (第2回) 議事概要

日 時：2022年9月9日(金) 13:00~14:00

場 所：オンライン会議 (Zoom)

出席者：

構成団体： 国立国会図書館、日本図書館協会、全国公共図書館協議会、国公私立大学図書館協力委員会、専門図書館協議会、日本博物館協会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会

新聞著作権管理協会、日本文藝家協会、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本美術著作権連合、日本美術家連、日本漫画家協会、日本音楽著作権協会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会、自然科学書協会、日本医書出版協会、デジタル出版者連盟

オブザーバー： 指定都市教育委員会協議会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会、日本複製権センター、出版者著作権管理機構

文化庁著作権課：

議事要旨作成：日本書籍出版協会

1. 委員の変更について

権利者側の共同座長、村瀬氏より、国立国会図書館、全国都道府県教育委員会連合会、日本音楽著作権協会の委員変更について説明され、各委員より挨拶が行われた。

2. 各分科会からの報告

各分科会からの報告が次の通り行われた。

ガイドライン分科会：村瀬座長

著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情のあるものとして政令で定めるものについて、図書館側と権利者側とで認識に齟齬があると問題が生じかねない。そのため、政令の指定事項に係る部分については中間合意を取りまとめる必要があるということで、6月・7月の分科会での議論はこの問題に集中した。

この結果、以下の3点が合意事項となった。

- (1) 「発行後相当期間経過後の定期刊行物に掲載された著作物」
- (2) 「複製等の範囲内に存する写真(美術の著作物等の複製を含む)、図版等の著作物であって、公衆送信のための複製時における解像度の設定等に照らし、調査研究の目的を逸脱しないと認められるもの」
- (3) 「複製等の範囲内に存する、分量が極めて少ない著作物」が合意事項となった。

今後、文化庁著作権課がこの合意事項に基づいて政令を策定していく。スケジュールとしては9月末までに内閣法制局とのやりとりを踏まえて具体的な政令の文言を

仕上げていく。

また、公衆送信サービスの対象から除外する図書館資料について等の事項については「継続協議事項」とされた。

補償金分科会：平井座長

補償金分科会では公衆送信サービスの補償金額について議論した。当初の金額案はかなり複雑なものだったが、図書館現場での対応が難しいということで現在のようなシンプルな構成となった。金額の算定基準については、権利者・出版社が現在行っているビジネスの相場を基準に金額を算出し、最終的な金額を決定した。当分科会は合意を形成する場ではないが、権利者・出版社側と図書館側とで相互に意見は伝え合えたという印象を持っている。

特定図書館分科会：福嶋座長

当分科会では、大きく分けて次の3つの事項について検討を進めてきた。

- ① 著作権法第31条第3項に關係する特定図書館等が満たすべき具体的な要件基準について。法律で課されている要件に沿って、研修項目や研修の実施方法等、利用者情報や公衆送信サービスで作成した電子データの取り扱い等について、各図書館が内部チェックで最低限定めるべき事項、その他必要な措置などについて検討した。
- ② 第31条第2項に關係する特定図書館等に利用者が登録すべき情報について。利用者に登録させるべき情報は①氏名、②連絡先（住所、電話番号又はEメールアドレス）である。また、登録することが可能な利用者の範囲は原則として図書館等で行っている既存の利用者登録要件に準ずる。
- ③ 第31条第2項第2号に關係するデータの不正拡散を防止し、抑止するための措置の内容について。電子ファイルへ利用者情報を埋め込む措置、利用規約で不正拡散等の禁止を定め、違反した場合には利用停止等の措置を講ずるなど具体的に措置の内容について検討した。

事務処理等スキーム分科会：立松座長

仮合意事項として図書館等における申請受付から送信、補償金支払い等までの標準的な事務処理の要領を確認した。この仮合意事項は、図書館は指定管理団体に対して定期的実績報告を行うこと、実績報告に加えて複製物（複製抑止措置を除いたファイル）を提供すること、請求に応じて補償金を指定管理団体に納付すること等である。指定管理団体への実績報告の書式についても確認した。原則として指定管理団体との間での補償金の追徴返還を行わない運用とすることは確認済。指定管理団体への複製物（複製抑止措置を除いたファイル）の提供は、文化庁より、著作権法第30条の4が適用可能という見解が示されている。

3. 補償金管理団体の設立について

補償金管理団体の設立に関して、設立準備委員会より以下の報告を行った。

9月5日に設立登記申請を行った。定款に設立時社員として参画いただいたのは13団体である。日本写真著作権協会は参加の意向で、団体内部の手続きが完了し次第开会いただく予定である。今後の団体運営などについては、設立時執行理事の村瀬座長にお願いする。当団体は現在、公衆送信制度における指定管理団体として文化庁長官指定を受けるための手続きに入りつつある。指定を受けた後に、補償金案について指定管

理団体として関係各所の意見聴取の手続きに入る。

4. 文化庁・図書館等公衆送信サービスの実施予定等に関する調査結果についての報告

文化庁より以下の報告が行われた。

文化庁著作権課と文科省の図書館の担当課で協働し、公衆送信サービスの実施予定等に関する調査を6月に実施した。調査対象は各都道府県図書館担当課および各国公私立大学図書館担当課である。都道府県については1つの都道府県を除いてすべて回答いただき、大学についても8割以上に回答いただいた。来年度について、都道府県は3つの自治体、国公私立大学については45の大学が実施する方向で検討中と回答した。再来年度については前年度の上積みがあるものの、未定という回答が大半を占めている。次に、図書館資料の複写物郵送サービスの実施状況を尋ねたところ、都道府県では調査に回答したすべての都道府県が実施しており、国公私立大学については4分の1強の大学が実施している。郵送サービスの利用件数と公衆送信サービスの実施予定をクロス集計すると、来年度実施する方向で検討中と回答した自治体、大学の利用件数を見ると、都道府県については810件、国公私立大学については3,131件である。

この後で本協議会の状況の公表について議論がされると思うが、協議会の情報発信のあり方と平仄を揃えつつ、調査の結果については自由記述を除いてフィードバックをしていきたいと考えており、また、自由記述でも見られたように協議の状況を知りたいという要望もあったため、関係者の皆様には積極的な情報の発信をお願いしたい。

5. 検討内容の公開の仕方について

村瀬、小池の両座長から、以下の説明が行われた。

各分科会の決定事項や仮合意事項等をどのように公開するのかは今後検討すべき課題である。公衆送信サービスは特定図書館等として制度に合致する体制を整えていただいて初めて機能するものである。そのため、図書館側から公衆送信サービスに関する十分な情報を可能な限り早い段階で広めることが重要であろうという指摘がある。9月から10月にかけて、図書館向けに整理した資料を作成し、それを図書館の現場に共有するとともに、説明会等を可及的速やかに図書館側で設置していただくという確認を取っている。

本日の議事内容も含め、情報公開の範囲や程度についても早急に取り組んでいきたい。関係者協議会の第1回は昨年10月28日に実施し、その際に使用した資料や議事概要は日本図書館協会のサイトで公開している。同様に本日使用している資料の公開範囲や公開のタイミングについても確認が必要だと考えている。

これについて、特に意見なくその方向が確認された。

6. 今後の会議運営方針について

村瀬座長から以下の提案が行われた。

基本的に現在開催されている関係者協議会の枠組みおよびそこに内包される4つの分科会は、開催頻度や構成員についての変更を想定した上で、枠組みとしては全てそのまま存続させて協議を進めていきたい。

これについて、特に意見なくこの方向が確認された。

7. 今後の実務レベルでの検討体制について

村瀬座長から以下の提案が行われた。

指定管理団体となる予定の法人が 9 月 5 日に設立されたが、図書館からの利用報告のフォーマットやそれに基づく補償金の請求・收受の方法、調査研究の目的を逸脱しない解像設定やスキャンの方法といった非常に細かく技術的な側面の問題が残されている。

これをどう進めていくかというのが今後の実務レベルでの検討体制についての趣旨となる。現段階では、事務処理等スキーム分科会の下に事務レベルの具体的な課題を扱うプロジェクトチームを作り、そこに指定管理団体となる団体も参画の上で詳細な調整を行い、調整内容を事務処理等スキーム分科会またはガイドライン分科会に上げて議論していただくという流れを想定している。

これに関して以下の意見交換が行われた。

○事務処理等スキーム分科会仮合意事項には「提供用画像の解像度は、200-300dpi 程度を目安とする」と記載されているが、視覚芸術系の著作物を複製する際の解像度については今後の検討体制の中で再度検討していくという理解でよいか。

○その理解で間違いない。

○実際には図書館資料といっても状態が千差万別であり、最近の図書館資料であればそれほど高い解像度でなくても十分な可読性が維持できる一方、古い資料の場合低い解像度では可読性が維持できない可能性も指摘されているため、色々考慮すべき点はある。

○情報の公開について少し確認したい。4つの分科会からの報告は、これから実務的な議論が行われる部分もあるので、公開の仕方については、各分科会の座長副座長、また共同座長において、合同座長会議に判断を一任していただくといったことも実務的には必要ではないか。

○今後の情報公開について機動性や公開範囲等の観点も含め、具体的な取り扱いについて、村瀬・小池全体会座長、各分科会の座長・副座長による座長会において審議し、その判断で行っていくことを基本的な方針としてご承認いただけるかどうかという趣旨でよろしいか。

○その提案には私も賛成である。都道府県は現在令和 5 年度に向けた予算要求の只中であるため、分科会での議事内容について、公衆送信サービスの枠組み等、公開できるものは公開していただければ、予算関連作業も速やかに実施でき、特定図書館等への挙手が増えると思う。

本件については、提案の方向で進めることが確認された。

以上